

報告第 23 号

私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付
要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 9 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成一〇年六月一七日文部大臣裁定）に基づき、減免単価および算定基準に変更があったため、私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正をする必要がある。

小城市告示第 号

私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付
要綱の一部を改正する告示

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

幼稚園保育料等従来条件減免基準表

減免単価（年額）

区 分		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
公 立	生活保護世帯	79,000円	79,000円	79,000円
	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	20,000円	50,000円	79,000円
	上記以外の世帯		40,000円	79,000円
私 立	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	199,200円	253,000円	308,000円
	市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円
	市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
	上記以外の世帯		154,000円	308,000円

（注）

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の減免単価は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

$$\text{減免単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15$$
- 3 転入又は転出した場合の減免単価は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

$$\text{減免単価} \div 12 \text{月} \times \text{当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数}$$
- 4 実際の支払額が減免単価を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

- 5 表の市町村民税所得割課税額は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合等は別表第3及び別表第4に読み替える。
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第2（第2条関係）

幼稚園保育料等減免新条件基準表

減免単価（年額）

区 分		小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
公立	生活保護世帯	79,000円	79,000円
	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	50,000円	79,000円
	上記以外の世帯	40,000円	79,000円
私立	生活保護世帯	308,000円	308,000円
	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	253,000円	308,000円
	市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	211,000円	308,000円
	市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	185,000円	308,000円
	上記以外の世帯	154,000円	308,000円

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の減免単価は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
減免単価 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15
- 3 転入又は転出した場合の減免単価は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
減免単価 ÷ 12月 × 当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数

- 4 実際の支払額が減免単価を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 表の市町村民税所得割課税額は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合等は別表第3及び別表第4に読み替える。
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

幼稚園保育料等減免基準表（ の世帯の場合）

19歳未満の扶養親族の数			基準(上限) 額	減免単価(円)		
	16歳未満	16歳以上 19歳未満	市町村民税 所得割課税 額 (円)	第1子 (従来 条件の み)	第2子 (従来条件/新条 件)	第3子 (従来条 件・新条件 ともに同 じ)
0人	0人	0人	34,500	-	-	-
1人	1人	0人	55,800	115,200	-	-
2人	1人	1人	66,900		-	-
	2人	0人	77,100		211,000	-
3人	1人	2人	78,000		-	-
	2人	1人	88,200		211,000	-
	3人	0人	98,400		211,000	308,000
4人	1人	3人	89,100		-	-
	2人	2人	99,300		211,000	-
	3人	1人	109,500		211,000	308,000
	4人	0人	119,700		211,000	308,000
5人	1人	4人	100,200		-	-
	2人	3人	110,400		211,000	-
	3人	2人	120,600		211,000	308,000
	4人	1人	130,800		211,000	308,000
	5人	0人	141,000		211,000	308,000

(注)

1 扶養親族が6人以上の場合は、次の計算式により算定する。

34,500円に 及び の合計を加えた額以下

16歳未満の扶養親族の数 × 21,300円

16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 11,100円

別表第4（第2条関係）

幼稚園保育料等減免基準表（ の世帯の場合）

19歳未満の扶養親族の数			基準(上限) 額	減免単価(円)		
16歳未満	16歳以上 19歳未満		市町村民税 所得割課税 額 (円)	第1子 (従来 条件の み)	第2子 (従来条件/新条 件)	第3子 (従来条 件・新条件 ともに同 じ)
0人	0人	0人	171,600	-	-	-
1人	1人	0人	191,400	62,200	-	-
2人	1人	1人	198,600		-	-
	2人	0人	211,200		185,000	-
3人	1人	2人	205,800		-	-
	2人	1人	218,400		185,000	-
	3人	0人	231,000		185,000	308,000
4人	1人	3人	213,000		-	-
	2人	2人	225,600		185,000	-
	3人	1人	238,200		185,000	308,000
	4人	0人	250,800		185,000	308,000
5人	1人	4人	220,200		-	-
	2人	3人	232,800		185,000	-
	3人	2人	245,400		185,000	308,000
	4人	1人	258,000		185,000	308,000
	5人	0人	270,600		185,000	308,000

(注)

1 扶養親族が6人以上の場合は、次の計算式により算定する。

171,600円に 及び の合計を加えた額以下

16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円

16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

		保育料等 減免措置階層	減免額	補助対象 経費 A	人員 B	補助金申請額 A × B C
			円	円	人	円
公立幼稚園	3歳児・4歳児・5歳児	生活保護世帯				
		市民税非課税・市民税所得割非課税				
		上記以外の世帯				
		計				
私立幼稚園	3歳児・4歳児・5歳児	生活保護世帯				
		市民税非課税・市民税所得割課税				
		市民税所得割課税				
		市民税所得割課税				
		上記以外の世帯				
		計				

様式第3号を次のように改める。

(表)

様式第3号(第3条関係)

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

在園児の氏名 男・女 年 月 日生 (満 歳 月)		在園幼稚園名			
幼児の属する世帯の状況 (月 日現在)					
氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	性別	続柄	市 民 税 課 税 額	
				均等割額	所得割額
	年 月 日生 (歳)				
	年 月 日生 (歳)				
	年 月 日生 (歳)				
	年 月 日生 (歳)				
	年 月 日生 (歳)				
扶養親族の人数	年少 人 一般 人 (年 12 月 31 日現在)				
在園幼児の保護者の住所・氏名 現住所 小城市 氏名 (印)					
年 月 日現在、世帯全員が小城市に居住している場合は、裏面の「市民税課税状況閲覧同意書」も記入してください。					
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。					
小城市長 様				幼稚園 園 長 又は設置者 (印)	
年 月 日					

「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にするものについて記入すること。

(裏)

市民税課税状況閲覧同意書

年 月 日

小城市長 様

年度における父母およびその他同居扶養義務者の市民税課税状況について、
が閲覧することに同意します。

申請者(保護者) ふりがな氏名

印

現住所

小城市

年 1 月 1 日現在の住所
(現住所と違う場合のみ記入)

市民税課税状況を確認することにより知り得た個人情報については、幼稚園就園奨励
費に係る階層区分の認定以外に利用することはありません。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

小城市長 様

幼稚園

園長又は

設置者 印

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

小城市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係資料を添えて次のとおり実績報告書を提出します。

	保育料等減免措置階層区分	A 補助対象 経費	B 補助対象 人員	C A × B	D 補助金 額	E 補助金 交付決 定額	F D、E の うち低い 方の額	G 不用額
公立 幼稚園	1 生活保護世帯							
	2 市民税非課税・ 市民税所得割非課 税世帯							
	3 上記以外の世帯							
	計							
私立 幼稚園	1 生活保護世帯							
	2 市民税非課税・ 市民税所得割非課 税世帯							
	3 市民税所得割課 税 円以下							
	4 市民税所得割課 税 円以下							
	5 上記以外の世帯							
	計							
	合 計							

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 26 年度補助金から適用する。

私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="165 204 837 233">私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="188 301 264 330">附 則</p> <p data-bbox="120 352 846 381">この告示は、公布の日から施行し、平成<u>25</u>年度補助金から適用する。</p>	<p data-bbox="1160 204 1832 233">私立幼稚園及び小城市外公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1182 301 1258 330">附 則</p> <p data-bbox="1115 352 1841 381">この告示は、公布の日から施行し、平成<u>26</u>年度補助金から適用する。</p>

別表第1（第2条関係）

幼稚園保育料等減免従来条件基準表

減免単価（年額）

区 分		1 人就園の場合 及び同一世帯 から2人以上就 園している場 合の最年長者 (第1子)	同一世帯から 2 人以上就園して いる場合の次年 長者 (第2子)	同一世帯から 3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第3子以降)
公 立	生活保護世帯・市町村 民税非課税世帯・市町 村民税所得割非課税 世帯	20,000 円	50,000 円	79,000 円
	上記以外の世帯		—	79,000 円
私 立	生活保護世帯	229,200 円	268,000 円	308,000 円
	市町村民税非課税世 帯・市町村民税所得割 非課税世帯	199,200 円	253,000 円	308,000 円
	市町村民税所得割課 税額 77,100 円以下の 世帯	115,200 円	211,000 円	308,000 円
	市町村民税所得割 課税額 211,200 円 以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円
上記以外の世帯			—	308,000 円

別表第1（第2条関係）

幼稚園保育料等減免従来条件基準表

減免単価（年額）

区 分		1 人就園の場合 及び同一世帯 から2人以上就 園している場 合の最年長者 (第1子)	同一世帯から 2 人以上就園して いる場合の次年 長者 (第2子)	同一世帯から 3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第3子以降)
公 立	生活保護世帯	79,000 円	79,000 円	79,000 円
	市町村民税非課税世 帯・市町村民税所得割 非課税世帯	20,000 円	50,000 円	79,000 円
	上記以外の世帯		40,000 円	79,000 円
私 立	生活保護世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円
	市町村民税非課税世 帯・市町村民税所得割 非課税世帯	199,200 円	253,000 円	308,000 円
	市町村民税所得割課 税額 77,100 円以下の 世帯	115,200 円	211,000 円	308,000 円
	市町村民税所得割 課税額 211,200 円 以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円
上記以外の世帯			154,000 円	308,000 円

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は、次の算式(算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により減額して適用する。
減免単価×(保育料の支払月数+3)÷15
- 3 転入又は転出した場合の補助限度額は、次の算式(算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により減額して適用する。
減免単価÷12月×当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数
- 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 別表第1の市町村民税所得割課税額は夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別表第3及び別表第4に読み替える。

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は、次の算式(算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により減額して適用する。
減免単価×(保育料の支払月数+3)÷15
- 3 転入又は転出した場合の補助限度額は、次の算式(算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により減額して適用する。
減免単価÷12月×当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数
- 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 別表第1の市町村民税所得割課税額は夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別表第3及び別表第4に読み替える。
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第2（第2条関係）

幼稚園保育料等減免新条件基準表

減免単価（年額）

区 分		小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
公 立	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	35,000 円	79,000 円
	生活保護世帯	249,000 円	308,000 円
私 立	市町村民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	226,000 円	308,000 円
	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	163,000 円	308,000 円
	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	114,000 円	308,000 円

別表第2（第2条関係）

幼稚園保育料等減免新条件基準表

減免単価（年額）

区 分		小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
公 立	生活保護世帯	79,000 円	79,000 円
	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	50,000 円	79,000 円
	上記以外の世帯	40,000 円	79,000 円
私 立	生活保護世帯	308,000 円	308,000 円
	市町村民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	253,000 円	308,000 円
	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	211,000 円	308,000 円
	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	185,000 円	308,000 円
	上記以外の世帯	154,000 円	308,000 円

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は、次の算式(算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により減額して適用する。
減免単価×(保育料の支払月数+3)÷15
- 3 転入又は転出した場合の補助限度額は、次の算式(算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により減額して適用する。
減免単価÷12月×当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数
- 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 別表第1の市町村民税所得割課税額は夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別表第3及び別表第4に読み替える。

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は、次の算式(算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により減額して適用する。
減免単価×(保育料の支払月数+3)÷15
- 3 転入又は転出した場合の補助限度額は、次の算式(算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により減額して適用する。
減免単価÷12月×当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数
- 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 別表第1の市町村民税所得割課税額は夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別表第3及び別表第4に読み替える。
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第3（第2条関係） 幼稚園保育料等減免基準表（ の世帯の場合）						
19歳未満の扶養親族の数			基準(上限)額	国庫補助限度額(円)		
	16歳未満	16歳以上 19歳未満	市町村民税 所得割課税 額(円)	第1子 (従来条 件のみ)	第2子 (従来条件/新条 件)	第3子 (従来条件・新 条件ともに 同じ)
0人	0人	0人	34,500	-	-	-
1人	1人	0人	55,800	115,200	-	-
2人	1人	1人	66,900		-	-
	2人	0人	77,100		<u>211,000/163,000</u>	-
3人	1人	2人	78,000		-	-
	2人	1人	88,200		<u>211,000/163,000</u>	-
	3人	0人	98,400		<u>211,000/163,000</u>	308,000
4人	1人	3人	89,100		-	-
	2人	2人	99,300		<u>211,000/163,000</u>	-
	3人	1人	109,500		<u>211,000/163,000</u>	308,000
	4人	0人	119,700		<u>211,000/163,000</u>	308,000
5人	1人	4人	100,200		-	-
	2人	3人	110,400		<u>211,000/163,000</u>	-
	3人	2人	120,600	<u>211,000/163,000</u>	308,000	
	4人	1人	130,800	<u>211,000/163,000</u>	308,000	
	5人	0人	141,000	<u>211,000/163,000</u>	308,000	

別表第3（第2条関係） 幼稚園保育料等減免基準表（ の世帯の場合）						
19歳未満の扶養親族の数			基準(上限)額	国庫補助限度額(円)		
	16歳未満	16歳以上 19歳未満	市町村民税 所得割課税 額(円)	第1子 (従来条 件のみ)	第2子 (従来条件/新条 件)	第3子 (従来条件・新 条件ともに 同じ)
0人	0人	0人	34,500	-	-	-
1人	1人	0人	55,800	115,200	-	-
2人	1人	1人	66,900		-	-
	2人	0人	77,100		<u>211,000</u>	-
3人	1人	2人	78,000		-	-
	2人	1人	88,200		<u>211,000</u>	-
	3人	0人	98,400		<u>211,000</u>	308,000
4人	1人	3人	89,100		-	-
	2人	2人	99,300		<u>211,000</u>	-
	3人	1人	109,500		<u>211,000</u>	308,000
	4人	0人	119,700		<u>211,000</u>	308,000
5人	1人	4人	100,200		-	-
	2人	3人	110,400		<u>211,000</u>	-
	3人	2人	120,600	<u>211,000</u>	308,000	
	4人	1人	130,800	<u>211,000</u>	308,000	
	5人	0人	141,000	<u>211,000</u>	308,000	

(注)

- 1 扶養親族が6人以上の場合は、次の計算式により算定する。
 34,500 円に 、 の合計を加えた額以下
 16歳未満の扶養親族の数×21,300 円

(注)

- 1 扶養親族が6人以上の場合は、次の計算式により算定する。
 34,500 円に 、 の合計を加えた額以下
 16歳未満の扶養親族の数×21,300 円

16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 11,100 円

16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 11,100 円

別表第4（第2条関係） 幼稚園保育料等減免基準表（ の世帯の場合）						
19歳未満の扶養親族の数			基準(上限)額	国庫補助限度額(円)		
	16歳未満	16歳以上19歳未満	市町村民税所得割課税額(円)	第1子(従来条件のみ)	第2子(従来条件/新条件)	第3子(従来条件・新条件ともに同じ)
0人	0人	0人	171,600	-	-	-
1人	1人	0人	191,400	62,200	-	-
2人	1人	1人	198,600		-	-
	2人	0人	211,200		<u>185,000/114,000</u>	-
3人	1人	2人	205,800		-	-
	2人	1人	218,400		<u>185,000/114,000</u>	-
	3人	0人	231,000		<u>185,000/114,000</u>	308,000
4人	1人	3人	213,000		-	-
	2人	2人	225,600		<u>185,000/114,000</u>	-
	3人	1人	238,200		<u>185,000/114,000</u>	308,000
	4人	0人	250,800		<u>185,000/114,000</u>	308,000
5人	1人	4人	220,200		-	-
	2人	3人	232,800		<u>185,000/114,000</u>	-
	3人	2人	245,400	<u>185,000/114,000</u>	308,000	
	4人	1人	258,000	<u>185,000/114,000</u>	308,000	
	5人	0人	270,600	<u>185,000/114,000</u>	308,000	

別表第4（第2条関係） 幼稚園保育料等減免基準表（ の世帯の場合）						
19歳未満の扶養親族の数			基準(上限)額	国庫補助限度額(円)		
	16歳未満	16歳以上19歳未満	市町村民税所得割課税額(円)	第1子(従来条件のみ)	第2子(従来条件/新条件)	第3子(従来条件・新条件ともに同じ)
0人	0人	0人	171,600	-	-	-
1人	1人	0人	191,400	62,200	-	-
2人	1人	1人	198,600		-	-
	2人	0人	211,200		<u>185,000</u>	-
3人	1人	2人	205,800		-	-
	2人	1人	218,400		<u>185,000</u>	-
	3人	0人	231,000		<u>185,000</u>	308,000
4人	1人	3人	213,000		-	-
	2人	2人	225,600		<u>185,000</u>	-
	3人	1人	238,200		<u>185,000</u>	308,000
	4人	0人	250,800		<u>185,000</u>	308,000
5人	1人	4人	220,200		-	-
	2人	3人	232,800		<u>185,000</u>	-
	3人	2人	245,400	<u>185,000</u>	308,000	
	4人	1人	258,000	<u>185,000</u>	308,000	
	5人	0人	270,600	<u>185,000</u>	308,000	

(注)

- 1 扶養親族が6人以上の場合は、次の計算式により算定する。
 171,600円に、 の合計を加えた額以下
 16歳未満の扶養親族の数×19,800円

(注)

- 1 扶養親族が6人以上の場合は、次の計算式により算定する。
 171,600円に、 の合計を加えた額以下
 16歳未満の扶養親族の数×19,800円

16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 7,200 円

16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 7,200 円

様式第2号(第3条関係)

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

	保 育 料 等 減 免措置階	減 免 額	補助対象 経 費 A	人 員 B	補助金申請額	
					A × B	C
公 立 幼 稚 園	3 歳 児 ・ 4 歳 児 ・ 5 歳 児	生活保護世帯	円	円	人	円
		市民税非課税・市民税所得割非課税世帯				
		計				
私 立 幼 稚 園	3 歳 児 ・ 4 歳 児 ・ 5 歳 児	生活保護世帯				
		市民税非課税・市民税所得割非課税世帯				
		市民税所得割課税 円以下				
		市民税所得割課税 円以下				
		計				

様式第2号(第3条関係)

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

	保 育 料 等 減 免措置階	減 免 額	補助対象 経 費 A	人 員 B	補助金申請額	
					A × B	C
公 立 幼 稚 園	3 歳 児 ・ 4 歳 児 ・ 5 歳 児	生活保護世帯	円	円	人	円
		市民税非課税・市民税所得割非課税世帯				
		上記以外の世帯				
		計				
私 立 幼 稚 園	3 歳 児 ・ 4 歳 児 ・ 5 歳 児	生活保護世帯				
		市民税非課税・市民税所得割非課税世帯				
		市民税所得割課税 円以下				
		市民税所得割課税 円以下				
		上記以外の世帯				
		計				

様式第3号(第3条関係)

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

在園児の氏名 年 月 日生(満歳月)	男・女	在園幼稚園名	公立 私立
-----------------------	-----	--------	----------

幼児の属する世帯の状況 (月 日現在)

氏名	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	市民税課税額	
				均等割額	所得割額
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				

扶養親族の人数 年少 人 特定 人(年12月31日現在)

在園幼児の保護者 の住所・氏名	小城市 現住所 氏名	氏 印
--------------------	------------------	--------

上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。

幼稚園

園長

又は設置者

印

小城市長 様

「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にするものについて記入すること。

様式第3号(第3条関係)

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

在園児の氏名 年 月 日生(満歳月)	男・女	在園幼稚園名	公立 私立
-----------------------	-----	--------	----------

幼児の属する世帯の状況 (月 日現在)

氏名	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	市民税課税額	
				均等割額	所得割額
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				

扶養親族の人数 年少 人 一般人(年12月31日現在)

在園幼児の保護者 の住所・氏名	小城市 現住所 氏名	氏 印
--------------------	------------------	--------

上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。

幼稚園

園長

又は設置者

印

小城市長 様

「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にするものについて記入すること。

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

小城市長 様

園 長 又 は

設 置 者



年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

小城市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定により、関係資料を添えて次のとおり実績報告書を提出します。

	保育料等 減免措置階層 区分	A 補助 対象 経費	B 補助 対象 人員	C A × B	D 補助 金額	E 補助 金交 付決 定額	F D、E のうち低 い方の額	G 不 用 額
公立 幼 稚 園	1 生活保護世帯							
	2 市民税非課 税・市民税所得 割非課税世帯							
	計							

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

小城市長 様

園 長 又 は

設 置 者



年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

小城市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定により、関係資料を添えて次のとおり実績報告書を提出します。

	保育料等 減免措置階層 区分	A 補助 対象 経費	B 補助 対象 人員	C A × B	D 補助 金額	E 補助 金交 付決 定額	F D、E のうち低 い方の額	G 不 用 額
公立 幼 稚 園	1 生活保護世帯							
	2 市民税非課 税・市民税所得 割非課税世帯							
	3 上記以外の世 帯							
	計							

私立幼稚園	1 生活保護世帯							
	2 市民税非課税・市民税所得割非課税世帯							
	3 市民税所得割課税円以下							
	4 市民税所得割課税円以下							
	計							
	合計							

私立幼稚園	1 生活保護世帯							
	2 市民税非課税・市民税所得割非課税世帯							
	3 市民税所得割課税円以下							
	4 市民税所得割課税円以下							
	5 <u>上記以外の世帯</u>							
	計							
合計								